# 旅行業務取扱料金表(国内旅行)

(旅行業法 第12条の4による取引条件説明書面)

この度は、当社をご利用いただき誠にありがとうございます。 当社ではお客様の旅行取扱に際し、次の旅行業務取扱料金を申し受けます。

#### 1. お申込金

ご旅行のお申込金として旅行代金の5%~50%相当額をお預かりいたします。 なお、お申込金は旅行代金の一部として繰り入れます。

#### 2. 旅行取扱料金(手配旅行契約)

## (1) 取扱料金

ご旅行の予約手配、クーポン券類の発行、確認発券(お客様がご自身でされたご予約を当社の責任において確認し、クーポン券類を発行す ること)に対しましては、次の金額を申し受けます。

	宿泊機関と、運輸機関・観光券等の複合手配旅行の場合 旅行費用合計額の30%以内	
	宿泊機関を単独で手配する場合	宿泊機関1件1手配につき費用の30%以内(但
		し、同一施設に連泊の場合は1件とします。)
取扱料金	JR・航空以外の運輸機関(私鉄・バス・フェリー等)を運輸機関1件1手配につき費用の30%以内	
	単独で手配する場合	
	航空券を単独で手配する場合	1人1区間につき航空運賃の30%以内
	観光券等を単独で手配する場合	サービス機関1件1手配につき費用の30%以内

- (注)「手配」とは、予約の必要のない発券のみも含みます。
- (注)「観光券類の手配」とは、観光、入場、食事その他のサービス機関の手配をすることをいいます。
- (2) 取消・変更に係る取扱料金

お客様のご都合により変更または取消のお申出があったときは、前項(1)及び次の金額を申し受けます。

変更手続料金	宿泊機関の予約変更	1件1手配につき0円
<b>支史于80件並</b>	JR・航空以外の運輸機関、観光券等の予約変更	1件1手配につき0円
取消手続料金	宿泊機関の予約取消	1件1手配につき0円
以冯士凯叶並	JR・航空以外の運輸機関、観光券等の予約取消	1件1手配につき0円

- (注)運送・宿泊機関等の定める取消料、違約料、その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払う費用は、別途申し受けます。
- (注) ○全ての旅行手配完了の後、お客様のお申出により、旅行を取消される場合にも旅行取扱料金を申し受けます。 また、手配の一部が終了している場合は、その割合に応じ取消料金を申し受けます。
  - ○通信連絡に関する実費(郵便・電話料金等)は別途申し受けます。

# 3. 旅行相談料金(旅行相談契約)

٠.							
		(1) 旅行計画作成のための相談	基本料金0円				
		(2)旅行計画の作成	1件につき0円				
	相談料金	(3) 旅行に必要な費用の見積	1件につき0円				
		(4)旅行地及び運送・宿泊機関、その他旅行に関する情	<b>51件につき0円</b>				
		報提供					

#### 4 添乗サービス料金

お客様からのご依頼で添乗員を同行させるときは、次の金額を申し受けます。

7-7-11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7.4.D. D. L + 10.000 P.W. +
添乗サービス料金	添乗員1名1日につき40,000円以内

(注) 添乗員の交通費等、必要経費は実費を申し受けます。

### 5. 通信連絡料金

通信連絡料金	お客様の依頼により、特別又は緊急に手配・変更・取消のため連絡した場合	1件につき300円以内
--------	------------------------------------	-------------

(注) 通信実費は別途申し受けます。

上記 2. 旅行業務取扱料金 3. 旅行相談料金 4. 添乗サービス料金 5. 通信連絡料金には消費税が含まれております。

(2025年10月27日)

株式会社協同国際貿易

(福岡県知事登録旅行業第2-1032号)